

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は当該業務に係る平成31年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成30年12月3日

世 田 谷 区

1 業務概要

(1) 件 名

『新BOP学童クラブ用間食の購入「菓子類」(単価契約)』

(2) 業務内容

この業務は、世田谷区立小学校にある新BOP学童クラブ児童の間食(児童用おやつ)として1人1食単価64円(税込)、1週あたり320円(実施日が5日の場合)で週単位のメニューを作成し、区から連絡する数量を準備し各新BOPに納品するものである。この業務の実施にあたっては、61ヶ所の新BOP学童クラブを4ブロックに分け、ブロックごとに複数の事業者へ委託する業務である。

(3) 履行期間

平成31年(2018年)4月1日から平成32年(2019年)3月31日まで

2 参加資格

提案書の提出者は次にかかげる条件を満たす者であること

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと

(3) 国税及び地方税について未納がないこと

(4) 平成25年度以降、学童クラブ(新BOP含む)、小学校、保育園および幼稚園等の児童施設(教育施設含む)に食品の納入実績があること

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 業務意欲・業務理解

業務意欲が感じられ、児童に提供する間食であることに対する理解があること。

(2) 業務実績

同種業務・類似業務の受注実績があり、本業務を履行できる実績があること。

(3) 間食内容

間食の量や質などが児童に相応しいメニュー選定となっていること。

アレルギー対応が十分であること。

(4) 品質管理能力

間食の製造・保管・配送における衛生面及び品質管理が適切であり、安全・確実な納品が可能であること。

(5) 配送力

配達可能な地域の範囲が十分であり、適切に配送計画が立てられていること。

(6) 価格・内容の妥当性

1人1食単価64円(税込)、1週あたり320円(実施日が5日の場合)のメニューとして妥当性があること。

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

(区役所第2庁舎2階20番窓口)

世田谷区子ども・若者部児童課児童育成担当

電話 03-5432-2317 ファクシミリ 03-5432-3016

電子メール SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 平成30年12月 3日(月)から

平成30年12月17日(月)まで

イ 交付場所 (1)に同じ (区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 交付方法 (1)の窓口で配布

*世田谷区ホームページからダウンロード可

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 平成30年12月17日(月)午後5時まで必着

イ 提出場所 (1)に同じ (区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 提出方法 直接持参または簡易書留郵便で郵送

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 平成31年1月16日(水)午後3時まで必着

イ 提出場所 (1)に同じ (区役所第2庁舎2階20番窓口)

ウ 提出方法 持参に限る

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
新BOP学童クラブ用間食の購入「菓子類」アレルギー対応分（単価契約）
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は、説明書（『世田谷区新BOP学童クラブ用間食「菓子類』購入契約プロポーザル実施要領）による。